

# I 林 業 の 部

## 解 説

この部には、2015年農林業センサス「農山村地域調査（市区町村調査）」による林野面積等に関する統計、「木材統計調査」による製材工場等、素材及び木材製品の流通に関する統計及び特用林産物の生産量に関する統計（林野庁調査）を掲載した。

### 1 調査の概要

- (1) 2015年農林業センサス「農山村地域調査（市区町村調査）」
  - ア 調査の目的  
この調査は、農山村の現状を把握することを目的に実施した。
  - イ 調査の時期  
平成27年2月1日現在
  - ウ 調査の方法  
全国全ての市区町村を対象として、「農林水産省一地方組織一調査対象」の実施系統で、調査対象による自計申告調査の方法で実施した。
- (2) 木材統計調査
  - ア 調査の目的  
この調査は、素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を整備することを目的に実施した。
  - イ 調査の時期  
調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間。なお、製材工場数、出力数は毎年12月31日現在で把握した。
  - ウ 調査の方法  
オンライン、郵送又は調査員が調査票を配布して行う自計報告の方法で実施した。自計報告による調査ができない場合は、調査員による面接聞き取りの方法で実施した。

### 2 用語の解説

- (1) 2015年農林業センサス「農山村地域調査（市区町村調査）」
  - ア 総土地面積  
原則として国土交通省国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』による総土地面積によった。
  - イ 林野面積  
現況森林面積と森林以外の草生地の面積を合わせたものをいい、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目では山林と原野を合わせた面積に相当する。
    - (ア) 現況森林面積  
調査期日現在の森林面積をいう。
    - (イ) 森林面積  
森林法（昭和26年法律第249号）第2条に規定する森林の面積をいう。
    - (ウ) 森林以外の草生地  
森林以外の土地で野草、かん木類が繁

茂している土地をいう。なお、河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めない。

- ウ 林野率  
総土地面積に占める林野面積の割合をいう。
- エ 所有形態別林野面積
  - (ア) 国有（林）  
林野庁及び林野庁以外の官庁が所管している土地をいう。
  - (イ) 私有（林）  
国有以外の土地をいい、独立行政法人等、公有及び私有に分類される。
  - (ウ) 独立行政法人等  
独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人が所有する土地をいう。
  - (エ) 公有（林）  
都道府県、森林整備法人、市区町村及び財産区が所管する土地をいう。
  - (オ) 私有（林）  
個人、会社、社寺、共同（共有）、各種団体・組合等が所有している土地をいう。
- (2) 木材統計調査
  - ア 素材  
用材に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあつては、大中角、盤、その他の半製品を含む。
  - イ 製材品  
長さ180cm以上の素材を製材機にかけて生産した板類、ひき割類及びひき角類等をいう。
  - ウ 板類  
厚さが7.5cm未満で幅が厚さの4倍以上のものをいう。
  - エ ひき割類  
厚さが7.5cm未満で幅が厚さの4倍未満のものをいう。
  - オ ひき角類  
厚さ及び幅が7.5cm以上のものをいう。
  - カ 合板  
原則として単板を3枚以上繊維方向を直角に、接着剤ではり合わせたものをいい、大別して普通合板と特殊合板（印刷、塗装など2次加工したもの）がある。

### この部についての照会先

農山村地域調査（市区町村調査）は、  
統計部 経営・構造統計課  
電話(076)263-2161 内線3632  
直通(076)232-4894

木材統計調査は、  
統計部 生産流通消費統計課  
電話(076)263-2161 内線3646  
直通(076)232-4895